

今治拳友会 倫理・ハラスメント防止規程

第1条（目的）

本規程は、今治拳友会（以下「本会」という。）において、会員、指導者、保護者その他関係者が互いの人格及び人権を尊重し、安全かつ健全な活動環境を維持するため、倫理の保持及びハラスメント防止に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（適用対象）

本規程は、次に掲げる者に適用する。

- (1) 本会の会員
- (2) 指導者及び役員
- (3) 保護者
- (4) 本会活動に参加又は関係する者

第3条（基本理念）

本会に関わるすべての者は、武道教育及び青少年育成の理念に基づき、互いを尊重し、暴力、差別、ハラスメントその他不適切な言動のない健全な活動環境の維持に努めなければならない。

第3条の2（遵守事項）

本会に関わる者は、次に掲げる事項に努めなければならない。

- (1) 礼節及び誠実を重んじること。
- (2) 青少年の健全育成に配慮すること。
- (3) 競技及び指導の公正性を保つこと。
- (4) 本会の名誉及び信頼を損なう行為を慎むこと。

第4条（禁止行為）

本会において、次に掲げる行為を禁止する。

- (1) 暴力行為
殴打、蹴り、過度な体罰その他身体的苦痛を与える行為
- (2) 暴言・威圧行為
人格否定、侮辱、過度な叱責、脅迫、大声による威圧その他精神的苦痛を与える行為
- (3) 差別行為
性別、年齢、障害、国籍、所属、競技力その他を理由として不当に差別する行為

(4) セクシュアルハラスメント

性的言動、身体接触、性的羞恥心を与える行為その他相手を不快にさせる行為

(5) パワーハラスメント

地位又は立場を利用し、適正な範囲を超えて精神的又は身体的苦痛を与える行為

(6) SNS 等における不適切行為

SNS、インターネットその他媒体において、誹謗中傷、個人情報漏えい、不適切画像投稿その他本会又は関係者の信用若しくは名誉を害する行為

(7) 安全配慮義務違反

熱中症対策の怠慢、危険行為の放置その他会員の安全を軽視する行為

(8) その他

前各号に準ずる不適切行為

2 安全管理、競技指導又は秩序維持のために社会通念上相当な範囲で行われる指導、注意又は指示については、前項の禁止行為に該当しない。

第5条（指導者等の責務）

指導者及び役員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会員の安全及び人格を尊重すること。
- (2) 暴力的又は威圧的指導を行わないこと。
- (3) 年齢及び発達段階に応じた適切な指導を行うこと。
- (4) ハラスメント防止に努めること。
- (5) 保護者との信頼関係維持に努めること。

第6条（保護者等の責務）

保護者その他関係者は、指導方針及び大会運営を尊重し、他の会員、指導者又は保護者に対する誹謗中傷その他不適切行為を行ってはならない。

第7条（相談及び申出）

本会は、ハラスメントその他不適切行為に関する相談又は申出を受け付けるものとする。

- 2 相談者及び申出者に対して、不利益な取扱いを行ってはならない。
- 3 故意による虚偽の申出又は誹謗中傷を目的とする申出を行ってはならない。

第8条（調査及び対応）

本会は、関係者の名誉及びプライバシーに配慮しつつ、公平かつ適切に事実確認及び調査を行うものとする。

2 関係者は、調査に協力するよう努めなければならない。

第9条（懲戒等）

本規程に違反した者に対しては、懲戒規程その他関係規程に基づき、必要な措置を講ずることができる。

第10条（個人情報等の保護）

相談、調査その他本規程の運用に際して知り得た個人情報及び秘密は、正当な理由なく第三者へ漏らしてはならない。

第11条（規程の改廃）

本規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

本規程は、令和8年4月1日より施行する。